



定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成27年7月7日付平企財収第28号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年7月21日

小平市監査委員 舛 川 博 昭

小平市監査委員 浅 倉 成 樹

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成27年4月30日付平監発第4号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

1 指摘事項

(1) 契約事務について

《指摘事項①》

主管課における業務委託契約で、契約書に個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書、消費税の特記仕様書、暴力団排除に関する特約条項のいずれかが添付されていないもの

【措置等①】

今後は、契約事務マニュアルを踏まえて一層の注意を促すとともに、契約検査課で示されている当初契約分チェックリスト等を活用し、複数の職員による確認を行うこととしました。

《指摘事項②》

主管課における業務委託契約の契約締結何において、決裁権者までの決裁がされていないもの、または会計管理者の事前協議がされていないもの

【措置等②】

小平市事案決裁規程及び小平市支出負担行為手続規則に基づき、1件ごとに確認して決裁に付すこととしました。

(2) 補助金交付事務について

《指摘事項①》

年度末に助成金の支給申請がされたものを翌年度に支給するため、助成金支給申請書の申請日と収受日を改ざんしているもの

【措置等①】

補助金の交付決定は当該年度に行い、申請者が記載したものについて、職員が変更を行うことのないよう徹底します。

(3) 備品管理について

《指摘事項①》

備品現在高リストと現物を照合しておらず、適正に管理されていないため、登録備品の所在が確認できないもの

【措置等①】

備品現在高リストと現物の照合を行い、所在を明らかにしました。今後も、目視での確認を徹底し、適正に管理します。

以上